会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の競争入札参加資格の取扱いについて

平成１４年制定
令和７年１１月一部改正

前橋市が発注する建設工事又は測量、建設コンサルタント業務等の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）の参加資格の認定を受けた者で、会社更生法（昭和２７年法律第１７２号）に基づく更生手続開始の決定を受け、又は民事再生法（平成１１年法律第２５５号）に基づく再生手続開始の決定を受けたもの（以下これらを「手続開始決定者」という。）の競争入札参加資格については、次のとおり取り扱うものとする。

１　再度の競争入札参加資格審査

手続開始決定者は、認定を受けている競争入札参加資格について、再度の競争入札参加資格審査（以下「再審査」という。）を申請することができる。

２　再審査の申請を行わない場合の取扱い

手続開始決定者が再審査の申請を行わない場合は、その者の指名を見合わせる等所要の措置を講ずるものとする。

３　再審査の申請の提出書類

(1)　再審査をしようとする者は、次に掲げる書類を契約監理課に持参するものとする。

ア　競争入札参加資格再審査申請書（様式第１号）

イ　前橋市建設工事等入札参加資格審査要領（令和７年１１月６日伺定め）第４条の規定により別に定める資格審査に必要な書類

ウ　更生手続開始又は再生手続開始の決定書の写し

(2)　(1)の書類は、次に掲げるところにより作成するものとする。

ア　競争入札参加資格再審査申請書は、貸借対照表を作成する基となった時点を基準日として作成すること。

イ　営業所一覧表は、更生手続開始又は再生手続開始の決定以後の時点において作成すること。

ウ　貸借対照表は、更生手続開始又は再生手続開始の決定以後の時点を基に作成すること。

エ　損益計算書は、貸借対照表を作成する基となった時点までの１年間におけるものを作成すること。

オ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しは、更生手続開始又は再生手続開始の決定以後の日を審査基準日とするものとすること。

4　再申請に係る競争入札参加資格審査

再審査は、前橋市建設工事等競争入札参加資格審査要領の定めるところにより行い、競争入札参加資格の再認定を行うものとする。

5　再審査の結果の通知等

再審査の結果は、競争入札参加資格再審査結果通知書（様式第２号）により再申請者に通知するものとする。

6　従前の資格の認定の取消し等

４により競争入札参加資格の再認定を行ったときは、直ちに、再申請者に係る従前の競争入札参加資格の認定を取り消すとともに、その旨を競争入札参加資格再審査結果通知書により再申請者に通知するものとする。

7　競争入札参加資格の有効期間

４により再認定された競争入札参加資格の有効期間は、当該競争入札参加資格が再認定されたときから定期申請の審査に係る資格の有効期間の終了する日までとする。

8　その他

手続開始決定者のうち再審査を受けた者については、再審査の結果に基づき、通常の有資格業者と同様の取扱いをするものとする。

様式第１号（第３関係）

競争入札参加資格再審査申請書

年　月　日

（宛先）前橋市長

所　　在　　地
商号又は名称
代表者の氏名

（□会社更生法に基づく更生手続開始
□民事再生法に基づく再生手続開始）の決定を受けましたので、

（□建設工事
□測量・建設コンサルタント業務等）の入札参加資格再審査を申請します。

発行責任者及び担当者	
・発行責任者	（電話番号）
・担当者	（電話番号）

様式第２号（第５・第６関係）

競争入札参加資格再審査結果通知書

年　　月　　日

様

前橋市長　　印

年　月　日付けで再審査申請のあった建設工事・測量、建設コンサルタント業務等に係る競争入札参加資格の審査について、審査の結果、競争入札参加資格を

再認定する

ことを決定します。

再認定しない

また、同日付けで、従前の競争入札参加資格の認定を取り消したので、併せて通知します。

記

１　再認定した競争入札参加資格に係る建設工事・測量、建設コンサルタント業務等の種類及び等級

２　再認定しない場合はその理由